

幼稚園・保育所施設整備等

実施計画

〈令和4年度～令和5年度〉

(案)

令和4年4月

野洲市・野洲市教育委員会

1 この計画の主旨

この計画は、「第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画」に定める幼児教育・保育の確保方策に関し、施設の整備年度などの具体的な事項を、「野洲市総合計画実施計画」と整合を図り定めたアクションプログラムです。

この計画は、各種上位計画の改定のほか、市民ニーズ、市の財政状況、国の制度等の変化・変更に応じて、適時見直しを行うものです。

2 今日までの経緯

本市では、3歳以上の児童の98%以上が幼稚園、保育所又はこども園のいずれかに通っています。今日におけるそれら施設の役割は、保護者の就労支援や就学前教育に留まらず、子育てを支える地域の拠点として、その重要性を増しています。

これまで、本市では平成23年3月に「野洲市幼保一元化および幼稚園・保育所施設整備計画」（本計画・当初版）を定め（平成26年10月に一部改訂）、それに基づいて2つの幼稚園と4つの保育所の施設を、順に4つのこども園に統合する方法で改築してきました。

そして平成27年に「子ども・子育て支援法」が施行され、令和元年10月から幼児教育・保育（3歳児以上等）の無償化が開始されたことを受け、就学前教育・保育のニーズ・デマンドは大きく高まりました。令和2年度に発効した「第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画」は、この高まるニーズを踏まえて策定しましたが、保護者の就労率等が予想を更に超えて推移したため、令和3年度当初の未満児に大規模な待機が生じることが見込まれました。そこでこれに対応するため、同年4月、同計画の一部を臨時的に改正し、令和4年度から地域型保育（小規模保育）を実施することとしました。

3 現状及び問題点

- (1) 幼稚園、保育所については、老朽化した園舎を取り壊し、同時に新たなこども園（*認定こども園ではない。野洲市独自の幼・保一元化）を整備することで、順次、耐震化とゆとりある施設の実現を進めてきました。しかしながら、「第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画」の期間以降に改築等が必要となる施設が順々に複数控えており、具体策や方針の検討が必要です。
- (2) 平成18年度から「野洲市乳幼児保育年間指導計画」（平成23年度より「野洲市乳幼児保育課程」に変更）を作成し、幼稚園と保育所のカリキュラムを統一したことで、幼保で同じ教育・保育内容が保障できるようになっています。
- (3) 平成24年からの竹が丘地域の開発、野洲・行畑・市三宅地域等の市街化区域への編入、その他野洲駅前でのマンション建設や小篠原台の開発等により、今後も北野・野洲学区を中心に住宅開発が進む見込みであることから、新たな保育等需要に対応できる量の幼児教育・保育サービスを確保していく必要があります。

- (4) 出生率の低下と少子化が進む一方で、就労する保護者は年々増加しています。その結果、特に3歳未満児において、保育士不足を主な理由とする待機が相当数生じています。
- (5) フルタイム就労の増加や核家族化により、長時間保育、延長保育、一時保育などへのニーズが年々高くなっています。

4 この計画の基本事項

「第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画」などに掲げる諸方針について、具体的には次の事項を基本に対策を進めます。

- (1) 預かり保育（幼稚園の早朝・延長利用）の利用勧奨などによる保・幼間での調整や、近隣園、私立園との利用調整を可能な限り行うことで、施設整備により対応する必要があるニーズ量を十分に精査した上で対策します。〔第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画「確保の方針」〕
- (2) 保育等需要への対応のために市立園を整備する場合は、これまで各こども園の整備で活用してきた有利な合併特例債がすでに借りられないことから、可能な限り財政負担が小さいそれ以外の方法を立案した上で実施することとします。
- (3) 前項に掲げた状況を主な理由として、保育等サービスの確保にあたっては、サービスの質が担保されることを前提に、民間事業者による確保の可能性を、市立園整備の検討の前に検討します。〔第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画「確保の方針」〕
- (4) 施設更新においては、当該地域の事情を尊重しながらも、可能な限り幼・保の一元化を進めることを基本とします。〔野洲市教育振興基本計画「施策 13 幼保一元化の推進」〕

5 幼・保一元化について

1. 野洲市における幼・保一元化の基本的方針

- (1) 施設更新（民間事業所による整備、更新含む。）においては、当該地域の事情を尊重しながらも、可能な限り幼・保の一元化（こども園化）を進めることを基本とします。
- (2) 子どもや保護者の利益を第一とし、かつ、私立園と競合しないように配慮するなど、当該地域の事情に配慮しながら一元化を推進します。
- (3) 本市立のこども園は、現状、預かり保育を行う幼稚園と保育所を同一施設で運営する独自の幼・保連携型です。今後は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）」第2条第7項に掲げる「認定こども園」（幼・保連携型）への速やかな移行を推進します。

2. 幼・保一元化の基本的方針の実現に向けた取組

(1) 幼稚園（こども園の短時部）の預かり保育時間の延長等

「3 現状及び問題点」(5) で述べたとおり、保護者のフルタイム就労等の増加による保育時間の長時間化ニーズの高まりに応じるため、預かり保育時間をさらに延長し、保育所（長時部）の開所時間との統一をめざすことを検討します。

○ 開所時間の比較〔現状〕

【幼稚園（短時部）】

8:00	9:00	14:00	16:30	18:00
早朝利用 (預かり 時間)	基本利用		延長利用 (預かり 時間)	
幼稚園開所時間(8:00～18:00)				

【保育所（長時部）】

7:30	8:30	14:00	16:30	18:30	19:00
早朝利用	短時間認定(8:30～16:30)		延長利用	延長利用	
標準時間認定(7:30～18:30)				延長利用	
保育所開所時間(7:30～19:00)					

(2) 教育委員会関与の方法の検討

認定こども園（幼・保連携型）は、3歳以上の子どもの教育と保育を必要とする子どもの保育を一体的に行う、学校でありかつ児童福祉施設でもある単一施設とされており、市立園の場合、所管庁は市長とされています。しかし学校であることから、教育委員会が有する学校（幼稚園含む。）教育に関する専門的知見を活用して、そのサービスの質の向上に努めることと、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（通称：地教法）」に定める次の規定に基づき、教育委員会に意見、助言、援助等を求め、聴くべきことが、同改正法の中で述べられています。

認定こども園への移行に向けては、下記①に記す規則の制定のほか、意見聴取や指導主事の関与の具体的方法について、両機関で検討していくこととします。

- ① 地方公共団体の長は、認定こども園における教育課程など教育委員会の権限に密接に関連するものとして地方公共団体の規則で定めるものの実施にあたっては、教育委員会の意見を聴かなければならない。〔27条第1項〕
- ② 教育委員会は、認定こども園に関する事務の管理執行において必要と認めるときは、地方公共団体の長に対して意見を述べることができる。〔27条の2〕
- ③ 教育委員会は、地方公共団体の長に対し、(①②のために) 必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。〔27条の3〕
- ④ 地方公共団体の長は、認定こども園の事務の管理執行において必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。〔27条の4〕

- ⑤ 教育委員会に置かれる指導主事の職務内容として、幼保連携型認定こども園の専門的事項の指導を規定。〔18条第3項〕

(3) 地域の子育て家庭支援機能の検討

認定こども園に求められる地域の子育て家庭の支援機能については、他市及び市内私立園の先例等を調査した上で、当該地域にふさわしい内容で実施します。

3. 移行完了の目標時期

本市立のこども園の認定こども園化については、令和5年4月より可能な園から順次移行できるよう、関係機関や市民、団体との協議等を進めます。

6 施設整備計画

(1) 施設に係る当面の課題

市立の幼稚園・保育所施設については、「2今日までの経緯」で記したように、これまで順次整備を進めてきたところですが、比較的早期に見通しを立てるべき課題は次のとおりです。

① 野洲幼稚園

児童数が減少しています。施設については、昭和55年に建築され平成16年に大規模改修を行ったものの、全体的に老朽化しています。なお、一部の棟には令和6年度までPFI委託が残っています。また、敷地については、「野洲駅南口周辺整備構想」の対象区域に含まれています。

② 野洲第三保育園

昭和57年に建築され、老朽化が進んでおり、駐車場の確保も課題となっています。現敷地は、改築するのには狭小です。

(2) 各施設整備の計画内容

下の年次計画表中「〔参考〕私立園開園の促進・支援の計画」に示すとおり、令和4年度から運用を開始する「小規模保育」の事業検証を同年度中に保護者等評価を基に実施します。また、令和6年度に1園開園をめざす私立認可保育所に関しても、民間事業者の新規参入可能性の調査・検証を進めます。

野洲幼稚園と野洲第三保育園の今後のあり方については、両園とも市の中心市街地という施設経営上のスペックが高い地域にあることから、上に記した民間事業者の参入可能性検証の結果を勘案しながら検討を進め、「第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～）に盛り込むべく、令和5年度中にそれぞれの方針を決定します。

施設整備等の年次計画表

	(三上こども園)	野洲幼稚園	野洲幼第三保育園	〔参考〕私立園開園の促進・支援の計画		
				小規模保育4年度開園	小規模保育5年度開園	私立認可保育所等
令和3年度～4年度	(駐車場の実施設計・造成工事)			公募		
令和4年度	(駐車場供用開始)			開園	公募	可能性調査・公募検討
令和5年度		方針決定	方針決定		開園	公募
令和6年度						開園

(3) 施設整備計画後の各学区における就学前教育・保育施設

	篠原学区	北野小学区	祇王学区	野洲学区	三上学区	中主学区
市立幼稚園		北野幼稚園	祇王幼稚園	野洲幼稚園		中主幼稚園
市立こども園	篠原こども園			さくらばさまこども園	三上こども園	
				ゆきはたこども園		
市立保育所				野洲第三保育園		
私立保育所		きたの保育園	祇王明照保育園	あやめ保育所 こしのはら分園		あやめ保育所 本園・よしじ分園
		しみんふくし 保育の家 竹が丘		小規模保育 2園		
		小規模保育 2園				
		私立認可保育園等				
私立こども園 (認定)				野洲優愛保育園 モンチ		

※ 小規模保育所と私立認可保育所の設置学区は確定ではありません。

(4) 施設整備計画後の各施設の定員

	施設名	定員	施設名	定員	施設名	定員
市立幼稚園	北野幼稚園	260 人	祇王幼稚園	190 人	中主幼稚園	340 人
	野洲幼稚園	260 人			合計	1,050 人
市立こども園 (保+幼)	篠原こども園 (100+60)	160 人	さくらばさま こども園 (120+50)	170 人	ゆきはたこど も園 (190+30)	220 人
	三上こども園 (90+60)	150 人			合計	700 人
市立保育所	野洲第三保育 園	90 人				
					合計	90 人
私立保育所	きたの保育園	80 人	祇王明照保育 園	120 人	あやめ保育所	140 人
	しみんふくし 保育の家竹が 丘	120 人	小規模保育 4 園	76 人	私立認可保育 所等	90 人
					合計	626 人
私立認定こど も園 (保+幼)	野洲優愛保育 園モンチ (60+15)	75 人				
					合計	75 人

※ 小規模保育所 4 園は定員合計を 76 人、私立認可保育所等は定員 90 人で計上しています。

※ 既存園の定員は、令和 4 年 1 月現在です。